

1. 推進計画の趣旨

1.1 推進計画策定の背景 (本編 P1 より)

- ・平成 7 年 【国】 「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」(平成 7 年 3 月 23 日法律第 39 号)
- ・平成 8 年 【区】 「電線類地中化整備計画」策定
- ・平成 28 年 【国】 「無電柱化の推進に関する法律」(平成 28 年 12 月 16 日法律第 112 号)  
**地方自治体における無電柱化推進計画の策定が努力義務とされる**
- ・平成 29 年 【都】 「東京都無電柱化推進条例」施行  
「東京都無電柱化計画」策定  
**区市町村に対する財政的・技術支援を充実し、遅れている区市町村道の無電柱化を促進(区市町村に対する支援制度「無電柱化チャレンジ支援制度」 1 創設)**

1.2 計画の目的と位置付け (本編 P1~2 より)

本計画は、更なる無電柱化の推進に向け、優先的に無電柱化を図る路線の選定方針を定めるとともに、今後 10 年間に無電柱化の事業着手を目指す路線を選定し、限られた予算の中、区民及び関係事業者の理解と協力を得ながら、計画的かつ効率的に事業を進めていくために策定するものです。

1.3 計画の期間 (本編 P2 より)

「東京都無電柱化計画」と整合し、平成31年度(2019年度)から平成40年度(2028年度)までの10年間とします。

2. 無電柱化の現状と課題

2.1 無電柱化の目的 (本編 P3 より)

- (1) 都市防災機能の強化
- (2) 安全で快適な歩行空間の確保
- (3) 良好な都市景観の創出



2.2 無電柱化の現状 (本編 P4~9 より)

- (1) これまでの電線類地中化整備計画  
5 期にわたる整備計画にて整備を実施
- (2) これまでの実績(平成 30 年 4 月 1 日現在)  
道路延長 約 12km (施設延長 約 16km)  
全道路延長に対する整備率 1.1 %
- (3) 区道の電柱総数  
平成 22 年 54,341 本 平成 29 年 53,995 本  
(7 年間で 346 本減)

他都市と比較した無電柱化率

自治体	道路管理延長 (km)	整備済延長 (km)	整備率 (%)
港区	223	46	20.6
<b>世田谷区</b>	<b>1,094</b>	<b>12</b>	<b>1.1</b>
杉並区	622	6	1.0
足立区	950	10	1.0
中野区	340	2	0.7
練馬区	1,049	2	0.2
東京都内市区町村道	21,406	428	2.0
東京都内国道・都道	2,450	-	27.0

2.3 無電柱化の課題 (本編 P10~11 より)

- (1) 地上機器の設置場所と電線埋設位置の確保 区道は幅員8m未満の生活道路が大半を占める
- (2) 地元との合意形成 道路延長約400mあたり約7年にわたる事業期間
- (3) 無電柱化にかかる多額の費用の低減 電線共同溝方式における事業費 3.5億円/km(施設延長)

3. 無電柱化を推進するための方針

3.1 計画路線の基本的な考え方 (本編 P12~13 より)

無電柱化の必要性はますます高まっており、これまで以上に整備を推進していく必要がある。一方、インフラの整備・更新に係る財政負担の増大を踏まえ、費用対効果の観点から効率的かつ効果的に無電柱化を推進することが重要であり、以下に該当する道路から優先度を考慮して計画路線を選定し、計画的に推進する。

- (1) 都市計画道路・主要生活道路等・・・原則として道路築造工事と同時に無電柱化工事を実施
- (2) 無電柱化の3つの目的に資する既存道路・・・積極的に無電柱化を検討
- (3) 面的整備事業等により整備する道路・・・区域内及び周辺区道の無電柱化を推進

3.2 区道の無電柱化方式 (本編 P14~15 より)

区道における無電柱化は、原則「電線共同溝方式」で整備を推進  
ただし、商店街など歩車道区分のない幅員の狭い道路は、ソフト地中化方式などについても柔軟に適用を検討

4. 無電柱化を推進する計画路線

4.1 計画路線の選定 (本編 P16 より)

**39 路線 道路延長 約 12.4 km** (10 年間に無電柱化の事業着手を目指す路線(事業中を含む))

4.2 計画路線一覧と計画路線図 (本編 P16~18 より)

(裏面のとおり)

5. 無電柱化を推進する施策

5.1 都市計画道路・主要生活道路等 (本編 P19 より)

- ・区施行の新設・拡幅路線では、原則、道路工事との同時施工で無電柱化を実施し、無電柱化コストの縮減を図る。
- ・完成済みの都市計画道路等で、無電柱化未施工区間においては、接続する事業中の都市計画道路等と併せて、未施工部分の無電柱化を実施し、連続性を確保する。

5.2 無電柱化の3つの目的に資する既存道路 (本編 P19 より)

- ・道路幅員が狭い既存道路では、新たな政策の情報を積極的に収集し、電線管理者や関連メーカーなどと連携して、新技術の導入に向けて取り組むことにより、低コストでコンパクトな構造の導入など、地域特性に応じた整備手法を検討する。
- ・技術的知見や地元調整のノウハウを蓄積し、モデル路線以外の路線への拡大を図る。

5.3 面的整備事業等により整備する道路 (本編 P19~20 より)

- ・市街地再開発事業や住宅団地の建替え等、面的整備事業の機会を捉えて区域内及び周辺道路の無電柱化の促進を図る

6. 無電柱化を推進するために必要な事項

- 6.1 国や東京都の支援制度の活用
- 6.2 新技術の導入
- 6.3 既存ストックの活用
- 6.4 区民の理解と関心の向上
- 6.5 無電柱化整備における事業委託の検討 (本編 P21~24 より)

1 無電柱化チャレンジ支援事業の財源割合  
既存道路(歩道幅員 2.5m 未満等)における無電柱化事業



